

# 規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

## 埼玉県人事委員会規則七―一〇五五

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二二）の一部を次のように改正する。

別表第一イ中表の部分を次のように改める。

別表第一 級別職務分類表（第三条関係）

イ 行政職給料表級別職務分類表

組織		職務の級		職
知事部局 議会事務局 選挙管理委員会 監査事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 収用委員会事務局	二級	三級	四級	五級
	専門員	協同組合検査員 講師 地域機関の課長 主任職業訓練指導員 助教授 工事検査員 監査員 主任専門員	困難な業務を分掌する協同組合検査員 困難な業務を分掌する講師 困難な業務を分掌する地域機関の課長 困難な業務を分掌する主任職業訓練指導員 困難な業務を分掌する助教授 困難な業務を分掌する工事検査員 困難な業務を分掌する監査員	主任協同組合検査員 主任講師 科長 地域機関の部長（総合リハビリテーション

	<p>センター、精神保健福祉センター管理業務部及び精神保健福祉部並びに農林振興センターの部長を除く。）  次長  職業訓練主幹  教務主幹  教授  施工監理主幹  主任工事検査員  主任監査員  収用委員会事務局副事務局長</p>
<p>六級</p>	<p>本庁の副所長  調整幹  副室長  企画幹  主席県民相談員  地域エネルギー企画幹  家畜衛生幹  出納審査幹  地域調整幹  支所長（自動車税事務所大宮支所の支所長を除く。）  副校（園）長  主席講師  地域機関の部長（総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター管理業務部及び精神保健福祉部並びに農林振興センターの部長に限る。）  地域機関の総務部長  農業革新支援部長  副主席工事検査員  副書記長  主席監査員  困難な業務を分掌する主任協同組合検査員</p>

	<p>困難な業務を分掌する主任講師</p> <p>困難な業務を分掌する科長</p> <p>困難な業務を分掌する地域機関の部長（総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター管理業務部及び精神保健福祉部並びに農林振興センターの部長を除く。）</p> <p>困難な業務を分掌する次長</p> <p>困難な業務を分掌する職業訓練主幹</p> <p>困難な業務を分掌する教務主幹</p> <p>困難な業務を分掌する教授</p> <p>困難な業務を分掌する施工監理主幹</p> <p>困難な業務を分掌する主任工事検査員</p> <p>困難な業務を分掌する主任監査員</p> <p>困難な業務を分掌する収用委員会事務局副 事務局長</p>
七級	<p>本庁の所長</p> <p>広報戦略幹</p> <p>副報道長</p> <p>統括参事</p> <p>政策幹</p> <p>デジタル政策幹</p> <p>行政監察幹</p> <p>技術評価幹</p> <p>共生推進幹</p> <p>危機対策幹</p> <p>児童虐待対策幹</p> <p>医療政策幹</p> <p>ワクチン対策幹</p> <p>次世代産業幹</p> <p>経済対策幹</p> <p>主席協同組合検査員</p> <p>全国植樹祭推進幹</p> <p>産業基盤対策幹</p> <p>副参事</p>

	<p>地域防災幹 東松山事務所長 本庄事務所長 支所長（自動車税事務所大宮支所の支所長に限る。） 地域機関の事務局長 地域機関の室長 地域機関の局長 副センター長（精神保健福祉センターの副センター長に限る。） 技術指導幹 総合技術幹 主席工事検査員 議会事務局室長 書記長 監査事務局副事務局長 人事委員会事務局副事務局長 労働委員会事務局副事務局長 収用委員会事務局長</p>
八級	<p>報道長 困難な業務を所掌する統括参事 政策・財務局長 行政・デジタル改革局長 地域経営局長 人財政策局長 困難な業務を所掌する行政監察幹 契約局長 県民スポーツ文化局長 県民共生局長 環境未来局長 地域包括ケア局長 少子化対策局長 医療政策局長 健康政策局長</p>

			教育委員会			
三級	二級	一級	十級	九級		
指導主事 管理主事	専門員 相当高度の知識又は経験が必要とする司書 相当高度の知識又は経験を必要とする学芸員 学校保健技師 社会教育主事補	司書 学芸員	知事室長 極めて困難な業務を所掌する統括参事 会計管理者 極めて重要な業務を所掌する参事 極めて重要な業務を所掌する参与 議会事務局長	税務局長 雇用労働局長 特に重要な業務を所掌する参事 特に重要な業務を所掌する参与 東京事務所長 特に困難な業務を所掌する書記長 監査事務局長 人事委員会事務局長 労働委員会事務局長	食品衛生安全局長 参事 参与 副センター長（産業技術総合センターの副センター長に限る。） 議会事務局副事務局長 困難な業務を所掌する書記長	

			六級
<p>社会教育主事 主任司書 主任学芸員 所員 県立学校の課長 事務長 高度の知識又は経験が必要とする社会教育 主事補 高度の知識又は経験が必要とする学校保健 技師 高度の知識又は経験が必要とする司書 主任専門員</p>	<p>四級 困難な業務を分掌する管理主事 困難な業務を分掌する指導主事 困難な業務を分掌する社会教育主事 困難な業務を分掌する主任司書 困難な業務を分掌する主任学芸員 困難な業務を分掌する所員 困難な業務を分掌する県立学校の課長 困難な業務を分掌する事務長</p>	<p>五級 主任管理主事 主任指導主事 主任社会教育主事 司書主幹 学芸主幹 事務局次長 事務部長 事務室長</p>	<p>総務幹 報道幹 調整幹 室長</p>

十級	九級	八級		七級	<p>教育主幹          主席司書主幹          主席学芸主幹          副館長（熊谷図書館、歴史と民俗の博物館及び近代美術館の副館長を除く。）          困難な業務を分掌する主任管理主事          困難な業務を分掌する主任指導主事          困難な業務を分掌する主任社会教育主事          困難な業務を分掌する司書主幹          困難な業務を分掌する学芸主幹          困難な業務を分掌する事務局次長          困難な業務を分掌する事務部長          困難な業務を分掌する事務室長</p>	
副教育長	特に重要な業務を所掌する参事	参事	<p>県立学校の事務局長</p>	<p>学校管理幹          学校評価幹          教育指導幹          地域教育幹          管理主幹          主席指導主事          主席社会教育主事          副参事          主席管理主事          支所長          総合企画長</p>	<p>企画幹（総合教育センターの企画幹に限る。）</p>	<p>副館長（熊谷図書館、歴史と民俗の博物館及び近代美術館の副館長に限る。）</p>
極めて重要な業務を所掌する参事						

警察本部

一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級
<p>警察主事 警察技師</p>	<p>高度の知識又は経験を必要とする警察主事 高度の知識又は経験を必要とする警察技師</p>	<p>専門員 係長</p>	<p>相当困難な業務を分掌する専門員 困難な業務を分掌する係長</p>	<p>課（室、隊、校）長補佐 補佐官 困難な業務を分掌する専門員 警察署の課長 警察署の課長代理</p>	<p>調査官 指導官 専門官 次席 術科教養部長 困難な業務を分掌する課（室、隊、校）長 補佐 困難な業務を分掌する補佐官 困難な業務を分掌する警察署の課長 特に困難な業務を分掌する専門員</p>	<p>主席師範 管理官 総括調査官 主席調査官 主席指導官 主席専門官 附置機関の長</p>	<p>財務局長 参事 理事官</p>



附 則

九 級

特に重要な業務を所掌する参事

この規則は、令和四年四月一日から施行する。